

入札参加者各位

太子町

契約保証及び前金払保証の電子化について

契約保証及び公共工事の前金払保証について、下記のとおり電子証書等による取扱いを開始します。具体的な手続きについては、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

記

1 電子保証の対象とする保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
保証事業会社（※1）	契約保証	契約保証証書
	前払金保証（中間含む）	前金払保証証書
損害保険会社（※2）	契約保証	履行保証保険証券
		公共工事履行保証証券

※1 西日本建設業保証（株）、東日本建設業保証（株）、北海道建設業信用保証（株）

※2 あいおいニッセイ同和損害保険（株）、A I G損害保険（株）、共栄火災海上保険（株）、損害保険ジャパン（株）、大同火災海上保険（株）、東京海上日動火災保険（株）、日新火災海上保険（株）、三井住友海上火災保険（株）（令和7年11月17日時点）

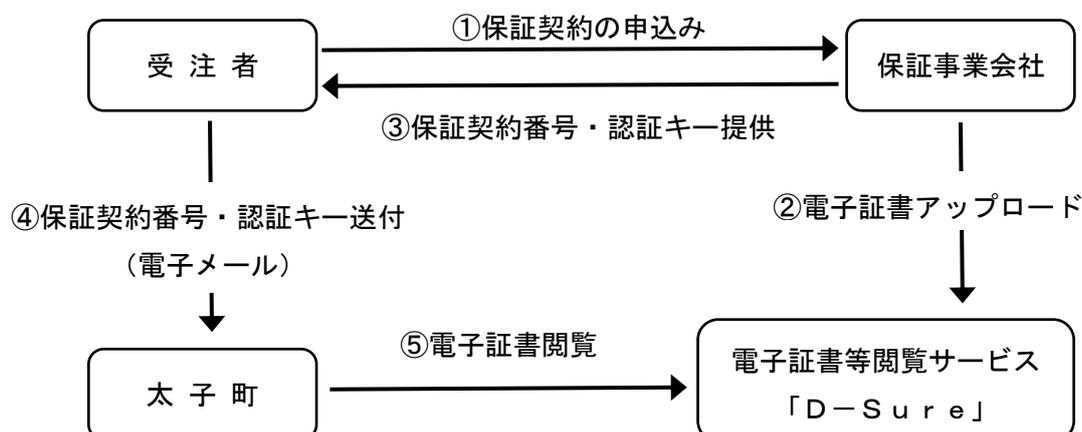
2 電子保証の対象とする案件

令和8年4月1日以降に締結する契約

3 電子証書等の提出方法

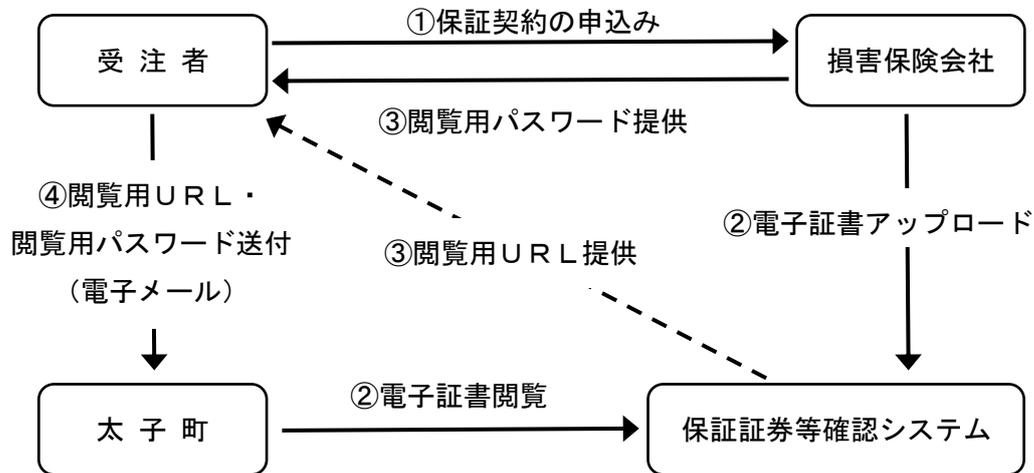
(1) 保証事業会社の場合：電子証書等閲覧サービスの利用

保証事業会社から発行された「保証契約番号」及び「認証キー」を町の指定するメールアドレス宛に送信のうえ、到達確認の電話を行ってください。



(2) 損害保険会社の場合：保証証券等確認システムの利用

保証証券等確認システムから通知された「閲覧用URL」及び保険会社から通知された「閲覧用パスワード」を町の指定するメールアドレス宛に送信のうえ、到達確認の電話を行ってください。



4 提出先

(1) 契約保証の場合

- ・ 入札(指名・一般)案件：総務部財政課 zaisei@town.hyogo-taishi.lg.jp
- ・ 上記以外(見積合わせ・プロポーザル等)：各発注担当課へ問い合わせてください。

(2) 前払金保証(中間前払金を含む。)の場合

契約締結後、各発注担当課へ問い合わせてください。

5 留意事項

- (1) 紙の保証証書等の提出も、引き続き可能です。
- (2) 電子保証の申し込みや操作方法については、各保証機関(保証事業会社、損害保険会社)へ問い合わせてください。